

平成23年10月17日

株式会社 中国銀行

暴力団排除条項改定に伴う各種当座勘定規定の改定について

当行では、反社会的勢力との関係遮断にむけた取組みを推進しておりますが、反社会的勢力の排除を一層適切かつ有効に行えるようにするため、本日より各種当座勘定規定を改定いたします。

1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定（一般当座用）
- (2) 個人当座勘定規定（ちゅうぎんパーソナルチェック用）
- (3) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定内容

- (1) 反社会的勢力の属性要件に次の要件を追加いたします。
 - (ア) 「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」
 - (イ) 「暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること」
 - (ウ) 「暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること」
 - (エ) 「自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること」
 - (オ) 「暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められる関係を有すること」
 - (カ) 「役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること」
- (2) 次の免責・損害賠償規定を追加いたします。
 - (ア) 暴力団排除条項の適用により当該取引先に損害が生じても弊行は免責される。
 - (イ) 暴力団排除条項の適用により弊行に損害が生じた時は当該取引先は損害賠償責任を負う。

以上